

見 積 条 件

1. 歩掛参考見積の内容

1-1 基本事項

- (1) 歩掛参考見積は、愛知用水地区事業計画策定業務(仮称)(以下、「本業務」という。)を作成するにあたり、各作業項目の直接人件費について、歩掛参考見積を依頼するものです。
- (2) 本業務に係る直接経費、間接経費、一般管理費等については、独立行政法人水資源機構が定める「積算基準及び積算資料(調査等編)」に基づき積算します。
- (3) 本業務は2か年工期を予定しております。各作業項目の実施目安時期については、別紙3「愛知用水事業計画策定業務 工程表(概要)」を参考とし、ご回答ください。

1-2 作業項目及び作業内容

(1) 資料の整理

本業務を行うための資料収集及び貸与資料の内容を把握するものとします。地区面積の時点更新及び自己保全管理面積の把握を含みます。

(2) 工事計画の精査

工事計画については、耐震対策及び老朽化対策について、既往業務で作成したそれぞれ計画を基に精査を行い修正することとします。なお、詳細は別紙4「工事計画補足説明」を参照してください。

主には、総事業費(積算根拠含む)は、労務単価や資材単価の時点修正を行い、事業工期見直しによる根拠資料や概略図面も見直すものとします。

(3) 営農計画の精査

既往業務の成果を基に営農計画を精査するものとします。委員会構成員には関係市町、農業協同組合及び農業者を含むものとします。営農計画(案)を作成し、営農検討委員会(以下3回)を実施し計画を策定するものとします。委員会は1回につき、尾張地域及び知多地域で行うものとします。

第1回：営農計画案説明・意見ききとり

第2回：意見反映後の修正案説明

第3回：修正案議決(書面議決)

※各回において、尾張地域1箇所、知多地域1箇所での開催を予定。

(4) 用水計画の精査

既往業務の成果及び(3)を基に用水計画を精査するものとします。

(5) 経済効果の精査

経済効果は、既往業務の成果を基に最新のマニュアルに基づき、総費用・総便益比を算定するものとします。本地区における農業労働環境改善効果及び景観・環境保全効果の算出においては、CVM調査を含むものとします。※農業用水による経済効果を本業務の対象とします。上水及び工業用水の経済効果は他業務での対応となります。

(6) 環境配慮計画の精査

既往業務の成果を基に環境配慮計画を精査し、環境配慮委員会(2回)を実施するものとします。更新事業であるため生物調査は行わないものとします。

(7) 事業計画(案)の精査

上記検討を踏まえ、事業計画書(案)のために必要な諸課題の検討を行い、事業計画書(案)及び事業計画書(案)に基づく事業採択チェックリスト等の関係機関説明資料を作成することとします。

(8) 事業計画(案)添付図面の精査

既往業務の成果を基に事業計画(案)に必要な図面の作成するものとします。

(9) 事前評価資料の精査

「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について(令和7年4月11日付 6農振第2935号 農村振興局長通知)」に基づき、事前評価のための基礎資料を既往業務の成果を基に精査(事前評価委員会用のパワーポイントの作成を含む)するものとします。※工期中に農林水産省が様式を改めた場合には最新様式に沿うものとします。※国土交通省及び経済産業省の事前評価資料は他業務での対応となります。

(10) 法手続き資料の作成

独立行政法人水資源機構法第13条第1項及び第3項に基づく法手続き資料を作成するものとします。

(11) 事業計画及び事前評価資料(令和8年度時点修正)

上記(7)、(8)及び(9)について、令和8年度時点労務単価や資材単価の時点修正等を行うものとします。

(12) 照査とりまとめ

各作業項目の照査を行い、とりまとめのうえ、報告書を作成します。